

次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月15日

大田市長 **楯野弘和**

大田市規則第62号

次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則

次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則（平成18年大田市規則第24号）の一部を次のように改正する。

本則中「第15条」を「第19条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。